

環境影響評価図書等に係る電子データの取扱いについて（各自治体の状況）

1 調査結果（H25 年度調査：政令大都市 16 自治体）

(1) 事業者からの電子データの提供について

ア) 制度の有無

制度の有無	規定根拠		電子縦覧者	(参考) 継続公表制度 ☞ (2) 参照
有 11 自治体	条例	1 自治体	首長	有 (要領)
	施行規則	4 自治体	首長	有 (要綱) 1 自治体 有 (規定なし) 3 自治体
		1 自治体	事業者	有 (施行規則)
	条例+要綱	1 自治体	首長	無
	要綱・要領・技術指針等	3 自治体	首長	有 (要綱) 1 有 (規定なし) 1 無 1
		1 自治体	事業者	有：技術指針
無 5 自治体	事業者の同意があった場合	2 自治体	首長	無
			事業者	有 (規定なし)
	検討中	1 自治体	事業者	
	制度なし	2 自治体	事業者	

- 電子データの提供制度を有しているのは 11 自治体（7 割）であり、うち首長が電子縦覧者となっているのは 9 自治体（8 割）である。
- 電子データの提供の制度が無い 5 自治体のうち、事業者が電子縦覧者となっているのは 4 自治体である。

イ) 利用目的（複数回答）

電子データ利用目的	根拠規定	
首長による電子縦覧 10 自治体	条例・施行規則	6 自治体
	要綱等	3 自治体
	規定なし	1 自治体
首長による電子縦覧の延長 7 自治体	要綱等	3 自治体
	規定なし	4 自治体
事業者による電子縦覧 2 自治体	施行規則	1 自治体
	規定なし	1 自治体

- 電子データの活用目的としては、首長による電子縦覧（10 自治体）及び電子縦覧の延長（7 自治体）である。
- 首長が電子縦覧する目的の根拠として、条例・施行規則としているのは 6 自治体、要綱としているのは 3 自治体である。
- 電子縦覧の延長については、条例・施行規則では規定しておらず、要綱等が 3 自治体、規定なし（行政運営上の判断など）が 4 自治体であった。

(2) 図書の電子縦覧延長制度について

制度の有無	規定根拠	延長実施者	公表の継続期間
有 5自治体	条例施行規則 1自治体	事業者	評価書の縦覧終了まで
	要綱・要領 3自治体	首長	次の図書公表時まで、 ただし最終図書は1年間
			手続終了以後10年間 事後調査報告書終了以降で 事業者からの申出があるまで
	技術指針 1自治体	事業者	縦覧期間終了後も可能な限り
(有) 5自治体	口頭同意等 5自治体	首長	特に期間の規定なし 4自治体
			無期限 1自治体
無 6自治体	検討中 3自治体)	※規定期間の電子縦覧実施者：全て事業者	
	検討無 (3自治体)	※規定期間の電子縦覧実施者：全て首長	

- 図書の縦覧期間延長を行っている10自治体のうち、規則により事業者の義務規定としているのは1自治体のみであった。
- 他の9自治体のうち8自治体は、事業者から同意を得たうえで首長自らが縦覧の延長を実施している。その内、要綱・要領を制定しているのは3自治体で、5自治体は口頭による同意で書面等での手続きは行っていない。

(3) 縦覧図書に係る住民等の要望（複写等）対応について

① 図書（紙）の貸出サービスについて

図書縦覧者	貸出の有無	複写対応の有無	主な対応内容等
首長 13自治体	有 6自治体	有 2自治体	借用者が自身で複写
		無 4自治体	
	無 7自治体	有 4自治体	自治体文書館や情報センター等での複写 情報公開制度等による請求で対応
		無 3自治体	
事業者 3自治体	有 1自治体	有 1自治体	縦覧時間終了後の要望は検討中 ・事業者と協議 ・情報公開制度等による請求に対応
	無 2自治体	無 2自治体	

- 首長が図書の縦覧者となっている自治体は、図書の貸出し・複写対応の有（6自治体）・無（7自治体）はほぼ同数であった。
- 首長が図書の縦覧者であるが貸出しを行っていない場合は、役所内での複写または情報公開請求による印刷対応をしている。
- 事業者が縦覧者の場合は、基本的に事業者の判断を求めている。

②電子データの複写サービスについて

電子縦覧実施者	複写対応	内容	
首長 9自治体	有 3自治体	市が事業者の場合のみ(1都市)を含む	
	無 6自治体		
事業者 7自治体	有 5自治体	・事業者が印刷可能としている場合も含む ・事業者掲載期間終了後は市HPから可能	
	無	1自治体	制度検討中
		1自治体	情報公開制度で対応する

- 首長が電子縦覧を実施している9自治体のうち、複写サービスを実施しているのは3自治体のみである。
- 事業者が電子縦覧を実施している7自治体は、事業者の判断で印刷可能としている場合が多い。

③WEB上の著作権保護に関する記載について(複数回答)

電子縦覧実施者	WEB上の注意事項の内容	
首長 9自治体	著作権が事業者にある旨	4自治体
	事業者の許可を得ない転載、複製、転用等の禁止	5自治体
	記載なし	4自治体
事業者 7自治体	印刷不能の旨	1自治体
	ダウンロードファイルが縦覧期間後に閲覧不能となる旨	1自治体
	記載なし	6自治体

- 首長が縦覧実施者である9自治体のうち、事業者が官民に係わらず、著作権に関する何らかの配慮記載がされているのは5自治体で、4自治体は記載が無い。
- 事業者が縦覧実施者の場合は、行政の関与は2自治体と少なく、他は記載がないことから、事業者の判断によると思われる。

2 札幌市の状況

項目	対応等
電子データの提供	事業者に口頭で依頼し、同意が得られた場合に提供を受けている。
電子データの利用	図書データの保管、札幌市環境影響評価審議会委員への提供等。
図書の縦覧実施者	事業者
電子縦覧の実施者	
図書の縦覧延長	事業者の努力規定。 意見募集終了まで縦覧(図書・電子)の延長を口頭同意で実施。 ※自主的に約3カ月縦覧を継続した事業者あり。
図書の貸出し・複写 (縦覧期間後を含む)	事業者の判断による。要望があった場合は事業者を確認、または事業者の連絡先を申出者に伝達。
電子データの複写	事業者の判断。
著作権上の配慮	市のHPでは記載せず。掲載アドレスへのリンクのみ。